



基山を再発見！

きやま
さんぽ

Vol.8

基山町 病後児 保育室

基山町病後児保育室

働く保護者の味方！

基山町病後児保育室では、子育てと就労支援の一環として、お子さんが病気やけがの回復期で学校や保育園・幼稚園に行くのが難しいけれど、保護者が仕事などで、おうちで様子を見ておくことができないとき、一時保育を行っています。保育対象は、町内に住所がある又は町内の小学校、保育園、幼稚園その他類似施設に通う、生後6か月から小学校3年生までの児童です。

どんな時に利用できるの？

まだ通常の保育に戻るほど本調子ではないものの、熱や症状は落ち着いてきているといった場合には、病後児保育の利用がおすすめです。利用の際には、かかりつけの医師が作成した「基山町病後児保育事業診療情報提供書」が必要です。

【病後児保育で保育が可能な例】

1. インフルエンザ

治療により回復し、解熱後2日経過したがまだ学校や保育園等には連れていけない状態のとき

2. 伝染性の病気（水痘、風疹等）

かかりつけ医から登園許可がでていても、体力の消耗などでまだ学校や保育園等には連れていけない状態のとき

3. 骨折、やけどなどのけが

症状が回復したが、体力の消耗などで集団保育が不安な場合

それ以外の症状があり、病後児保育室の利用に迷う場合は問合せ先まで電話でご相談ください。

まずは利用者登録を！

お子さんの病気が治ってすぐは、まだ体力が十分でなかったり、適切にお薬を飲む必要があったり、と普段の集団保育では不安だと感じる保護者の方もいらっしゃるかもしれません。そんな働く保護者の方の助けになるよう、基山町病後児保育室は設置されています。

利用者登録について、詳しくは保健センターへお問合せください。

もしもの時に備えてまずは利用者登録を試みませんか？

申問

保健センター 健康増進課 子育て包括支援係
☎8519095



△室内の様子

利用者登録手順や、実際の病後児保育室の利用手順について、詳しくは基山町ホームページをご覧ください。



基山町ホームページはこちら▷